

# 令和7年度 第3回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年10月22日（水）9時30分～

場所：八戸市総合保健センター 大ホール

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

（1）八戸圏域地域公共交通計画の変更（案）について 資料1

（2）構成員の追加（案）について 資料2

（3）その他

### 3. 閉会

#### 【配付資料】

○次第

○出席者名簿

○席図

○資料1：八戸圏域地域公共交通計画の変更（案）について

○資料2：構成員の追加（案）について

○八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

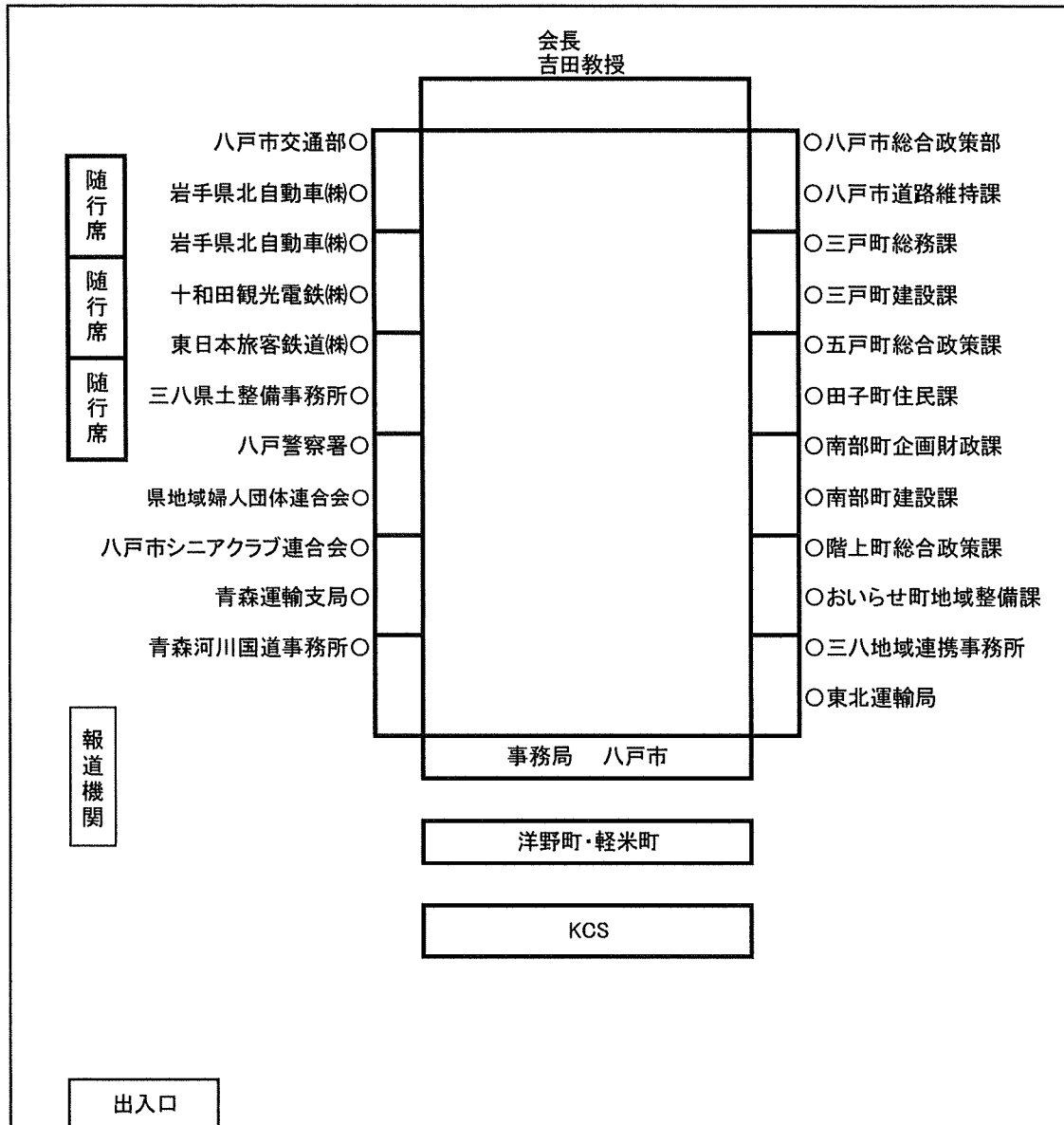
# 令和7年度 第3回 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

(敬称略)

| No.    | 区分                | 所属                 | 職名               | 氏名      |   | 備考                                  |
|--------|-------------------|--------------------|------------------|---------|---|-------------------------------------|
| 1      | 学識経験者             | 福島大学               | 教授               | 吉 田 樹   | 出 | 会長                                  |
| 2      |                   | 八戸学院大学             | 特任准教授            | 井 上 丹   | 欠 | アドバイザー                              |
| 3      | 地方公共団体            | 八戸市                | 総合政策部次長          | 安 原 清 友 | 出 |                                     |
| 4      |                   |                    | 建設部次長兼道路維持課長     | 岩 谷 寿   | 出 | 代理:道路占用グループリーダー 池田 安幸               |
| 5      |                   | 三戸町                | 参事 総務課長          | 太 田 明 雄 | 出 |                                     |
| 6      |                   |                    | 建設課長             | 齋 藤 優   | 出 |                                     |
| 7      |                   | 五戸町                | 総合政策課長           | 手 倉 森 崇 | 出 |                                     |
| 8      |                   |                    | 建設整備課参事          | 小保内 一典  | 欠 |                                     |
| 9      |                   | 田子町                | 住民課長             | 工 藤 義 広 | 出 |                                     |
| 10     |                   |                    | 建設課長             | 中 山 明 恒 | 欠 |                                     |
| 11     |                   | 南部町                | 企画財政課長           | 菅 谷 信 也 | 出 | 代理:主幹 瀧田 慎                          |
| 12     |                   |                    | 建設課長             | 石 橋 一 史 | 出 |                                     |
| 13     |                   | 階上町                | 総合政策課長           | 平 戸 真 澄 | 出 | 代理:主査 田村 有弥                         |
| 14     |                   |                    | 建設課長             | 小笠原 博文  | 欠 |                                     |
| 15     |                   | 新郷村                | 企画商工観光課長         | 松 原 健 夫 | 欠 |                                     |
| 16     |                   |                    | 建設課長             | 福 山 鋼 蔵 | 欠 |                                     |
| 17     |                   | おいらせ町              | 政策推進課長           | 田 中 貴 重 | 欠 |                                     |
| 18     |                   |                    | 地域整備課長           | 岡 本 啓 一 | 出 |                                     |
| 19     | 交通事業者             | 八戸市交通部             | 次長兼運輸管理課長        | 鈴 木 伸 尚 | 出 | 随行:営業グループリーダー 泉山 裕                  |
| 20     |                   | 岩手県北自動車(株)         | 乗合事業部南部支社分室長     | 佐 藤 欽 一 | 出 | 随行:専務取締役 大下 篤志                      |
| 21     |                   | 十和田観光電鉄(株)         | 執行役員 乗合事業部長      | 佐 藤 美 仁 | 出 |                                     |
| 22     |                   | 八戸市タクシー協会          | 会長               | 小 笠 原 修 | 欠 |                                     |
| 23     |                   | 東日本旅客鉄道(株)         | 八戸統括センター副所長      | 泉 山 大 樹 | 出 |                                     |
| 24     |                   | 青い森鉄道(株)           | 経営戦略部長           | 廣 沼 高 明 | 欠 |                                     |
| 25     | 道路管理者             | 青森県 県土整備部          | 道路課長             | 鈴 木 英 宗 | 欠 |                                     |
| 26     | 港湾管理者             | 青森県 三八県土整備事務所      | 八戸港管理所長          | 堀 川 隆 治 | 出 |                                     |
| 27     | 公安関係者             | 八戸警察署              | 交通官              | 山 中 信 明 | 出 | 代理:交通課規制係長 榎浩治                      |
| 28     |                   | 三沢警察署              | 交通課長             | 佐 藤 敦   | 欠 |                                     |
| 29     |                   | 三戸警察署              | 交通課長             | 工 藤 真 彰 | 欠 |                                     |
| 30     |                   | 五戸警察署              | 交通課長             | 工 藤 史 智 | 欠 |                                     |
| 31     | 利用者               | 八戸商工会議所            | 専務理事             | 向 井 俊 晴 | 欠 |                                     |
| 32     |                   | 三八地区高等学校長協会        | 三戸高校長            | 直 町 年 行 | 欠 |                                     |
| 33     |                   | 青森県地域婦人団体連合会       | 常任理事             | 古 里 ツセ  | 出 |                                     |
| 34     |                   | 八戸市シニアクラブ連合会       | 会長               | 上 田 武 男 | 欠 |                                     |
| 35     |                   | (一財)VISITはちのへ      | 専務理事             | 阿 部 寿 一 | 欠 |                                     |
| 36     | 関係者               | 国土交通省 東北運輸局 青森運輸支局 | 企画調整部門 首席運輸企画専門官 | 小 林 弘 典 | 出 |                                     |
| 37     |                   | 国土交通省 青森河川国道事務所    | 八戸国道出張所長         | 新 井 昌 規 | 出 |                                     |
| 38     |                   | 青森県 三八地域連携事務所      | 所長               | 工 藤 福 保 | 出 | 随行:地域交通・連携課 主幹 笹森 えりこ<br>主幹専門員 大山 健 |
|        | 事務局               | 八戸市                | 政策推進課長           | 小笠原 慶信  | 出 |                                     |
|        |                   |                    | 政策推進課 参事(交通政策GL) | 谷 崎 安 進 | 出 |                                     |
|        |                   |                    | 政策推進課 主幹         | 相 模 将 喜 | 出 |                                     |
|        |                   |                    | 政策推進課 主査         | 千 葉 明   | 出 |                                     |
|        |                   |                    | 政策推進課 主事         | 八木田 訓寿  | 出 |                                     |
| オブザーバー | 国土交通省 東北運輸局 交通企画課 | 専門官                | 菊 池 左 月          | 出       |   |                                     |
|        |                   | 岩手県 ふるさと振興部 交通政策室  | 主事               | 伊 藤 貴 慈 | 出 |                                     |
|        |                   | 県北広域振興局経営企画部       | 企画推進課長           | 木 登 恵 一 | 出 |                                     |
|        |                   |                    | 主事               | 高 橋 恵   | 出 |                                     |
|        |                   | 洋野町                | 地域振興課長           | 佐々木 高信  | 出 | 随行:課長補佐 林上 英樹                       |
|        |                   | 軽米町                | 政策推進課長           | 野 中 孝 博 | 出 | 随行:係長 山下 善昭                         |

令和7年度 第3回  
八戸圏域地域公共交通活性化協議会 《席図表》

会場:八戸市総合保健センター 大ホール



## 八戸圏域地域公共交通計画の変更（案）について（協議）

## 1. 変更理由について

大野線は利用者数が少ないため、これまで南部バスからの課題提起を受けてきた中で、利用実態に即した維持の在り方について、南部バスと八戸市、階上町、軽米町、洋野町で意見交換などを行ってきた中、今年度に入り、乗務員不足などを背景に、南部バスより本格的に検討を進めたいとの申し出があったため、現在、沿線4市町で代替え運行を協議中である。

代替え運行による同路線の維持を検討する中、地域公共交通計画に基づく「地域公共交通特定事業計画（利便増進実施計画やサービス継続実施計画等）」を策定することで、国の補助を受けて運行が可能となる。

一方で、「軽米町」と「洋野町」は現時点で地域公共交通計画を策定していないため、例外的に八戸圏域地域公共交通計画に位置づけることで、対応可能のため、圏域の計画を修正し、大野線の代替え運行を検討していきたい。

※「軽米町」と「洋野町」は今後、独自の地域公共交通計画を策定する。

## 2. 変更内容

- ・計画で変更となる部分は、「計画の区域（対象）」「ネットワークの将来像」「地域公共交通確保維持改善事業の必要性」などの部分の変更が必要となる。
- ・具体的には、第1章の「3 計画の対象」や第3章「1－2 地域公共交通ネットワーク」のほか、八戸市や階上町の個別計画の部分を変更する。
- ・修正予定箇所を赤字

## &lt;公共交通計画目次&gt;

- 第1章 計画の概要
- 第2章 公共交通の課題
- 第3章 基本理念・基本方針等
- 第4章 具体的な施策
  - 1. 施策の全体像
  - 2. 圏域全体で取り組む施策
  - 3. 八戸市で取り組む施策
  - 4. 階上町方面で取り組む施策
  - 5. 南部町・三戸町・田子町方面で取り組む施策
  - 6. 五戸町・新郷村方面で取り組む施策
  - 7. おいらせ町方面で取り組む施策
- 第5章 計画の推進
- 参考資料

計画のこの部分に  
位置付け・変更予定

### 3. 計画の対象

#### 3-1 計画の対象区域

本計画の対象区域は、八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）全域とする。

なお、圏域を跨いで運行する公共交通については、青森県の計画（青森県地域公共交通計画）の位置づけを踏まえ、必要に応じて本計画でも対象として整理する。

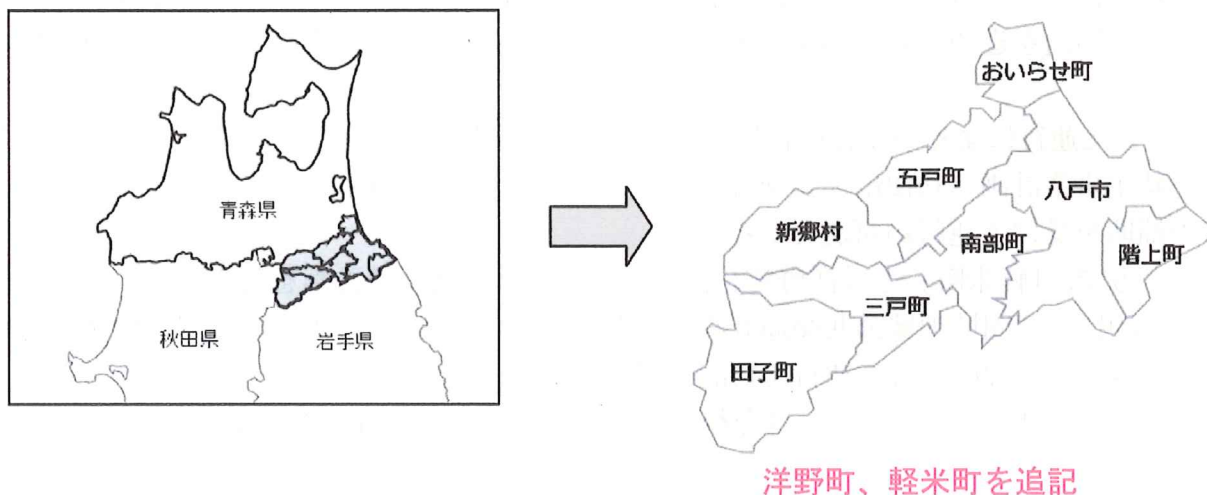


図 計画の対象区域

#### 3-2 計画の対象とする交通モード

対象とする交通モードについては下図に示すとおりとする。

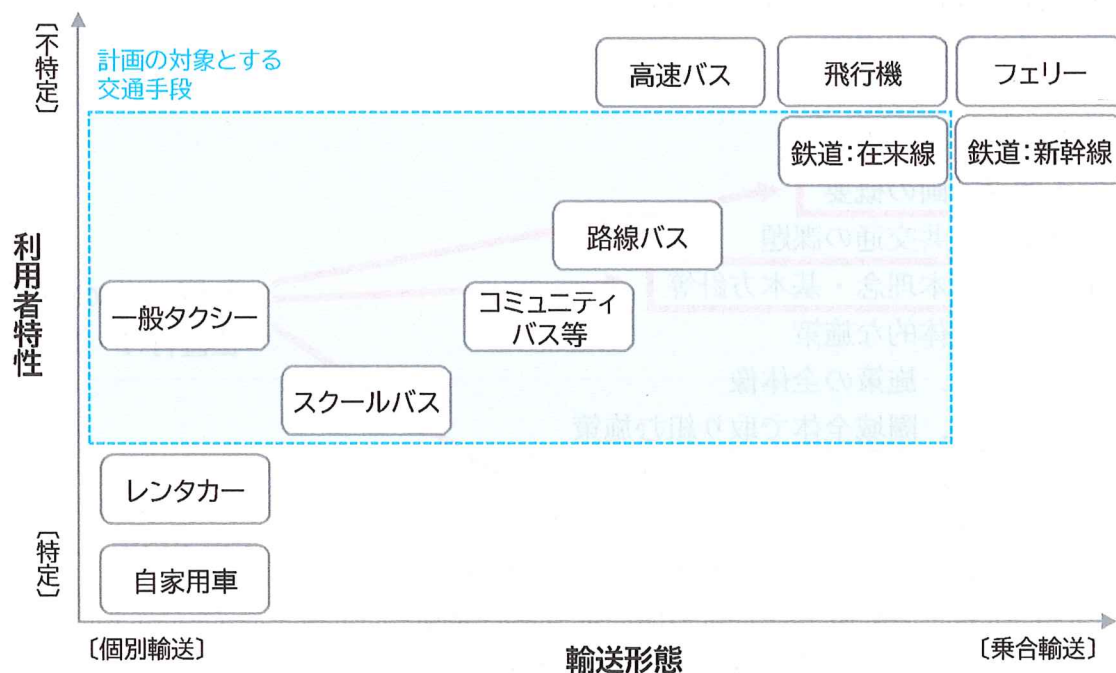


図 計画の対象とする交通モード

## 1-2 地域公共交通ネットワークの将来像

基本方針に基づく施策を推進することで、実現を目指す地域公共交通ネットワークの将来像を示す。

なお、八戸市では、長期にわたって市と交通事業者が公共交通に対する各種取組を実施しており、市内のサービス水準が高く、また、圏域の中核としての役割も大きいことから、本市における公共交通ネットワークの将来像も併せて示す。

### (1)八戸圏域全体

軸及び拠点に関する名称（広域連携軸①・②及び地域間連携軸、ゲートウェイ）については、青森県の計画に記載される名称及び鉄道、路線を踏襲して設定している。なお、中心拠点・交通拠点については、本圏域の特性等を踏まえて本計画独自で設定している。

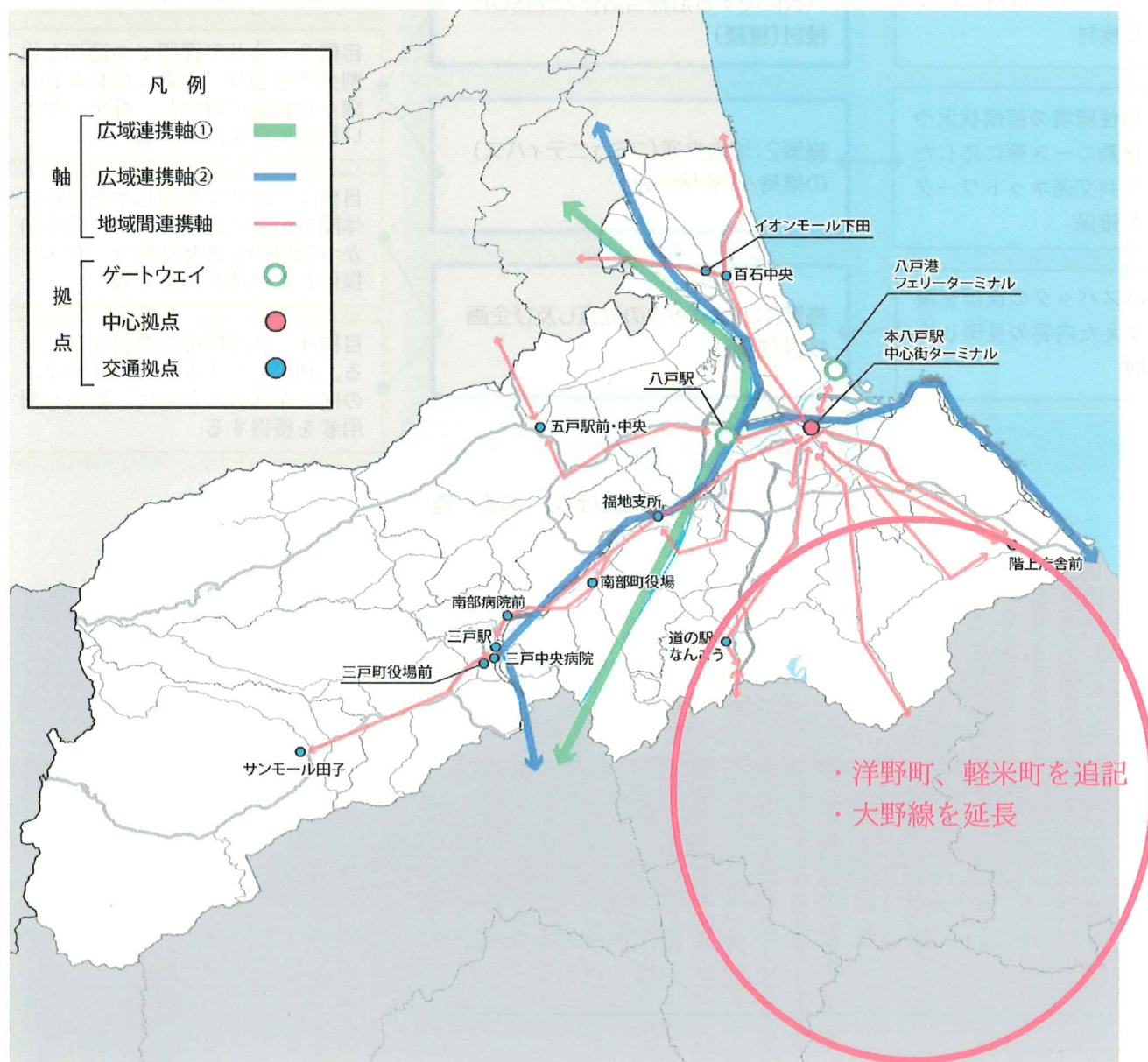


図 八戸圏域の地域公共交通ネットワークの将来像

※広域連携軸①：新幹線、広域連携軸②：JR 八戸線・青い森鉄道、地域間連携軸：路線バス

## 4. 階上町方面で取り組む施策

### 4-1 施策一覧

圏域全体の基本目標の達成を目指すとともに、階上町方面における課題を踏まえて、当該方面においては以下の施策に取り組む。

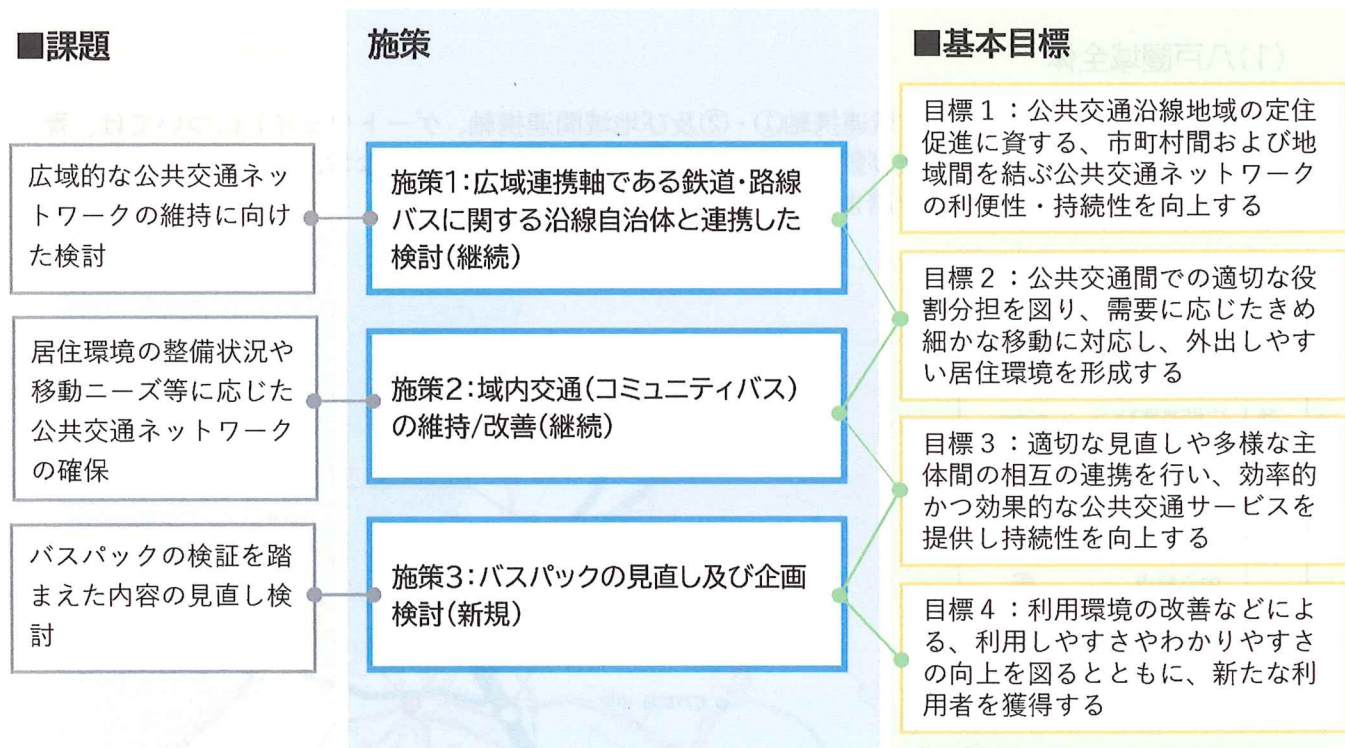


図 プロジェクト・施策一覧

## 4-2 階上町方面における施策

## 施策1: 広域連携軸である鉄道・路線バスに関する沿線自治体と連携した検討(継続)

圏域全体の施策1「広域的な公共交通の適切な維持(継続)」に基づき、広域連携軸である広域的な公共交通の確保・維持に向けた検討を進める。

特に路線バスの大野線やJR八戸線については、圏域内の八戸市・階上町だけではなく、岩手県内の自治体も運行していることから、青森県も含めて今後の運行に関する協議・検討を進める。

| 実施主体                           | 年度別実施概要     |      |      |      |      |      |
|--------------------------------|-------------|------|------|------|------|------|
|                                | 2023        | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
| 交通事業者<br>県<br>八戸市・階上町<br>沿線自治体 | 今後の運行に関する協議 | 同左   | 同左   | ※未定  | ※未定  | ※未定  |

## 【参考】ローカル線の利用状況と今後について(令和5年1月現在)

- JR東日本は、ローカル線の利用が少ない区間を公表し、今後の運行のあり方について、沿線自治体等と検討を進めていく見通しである。
- 八戸圏域内では、JR八戸線の鮫駅～久慈駅間の区間が500人未満に該当する。
- 国においても、有識者等から構成する検討会の提言を受け、今後の検討の進め方や、国の関与支援のあり方などについての検討を行っている。



## 今後の方向性

- JR各社は、大臣指針を遵守し、「国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえて現に営業する路線の適切な維持に努める」ことが前提。特に特急・貨物列車の走行線区等、我が国の基幹的な鉄道ネットワークを形成する線区については、引き続きJR各社による維持を強く期待。
- 利用者が大幅に減少し、危機的状況にある線区については、鉄道事業者と沿線自治体は相互に協働して、地域住民の移動手段の確保や観光振興等の観点から、鉄道の地域における役割や公共政策的意義を再確認した上で、必要な対策に取り組むことが急務。
  - 国鉄再建時のように、輸送密度だけで判断せず、実証事業等から得られたファクトとデータを基に多面的に評価
  - 守るものは鉄道そのものではなく、地域の足であるとの認識のもと、廃止ありき、存続ありきという前提を置かず協議
- 国は、より厳しい状況にあり、広域的調整が必要な線区については、鉄道事業者・沿線自治体間の協議が円滑に進むよう、新たな協議の場を設置。
- 鉄道を維持する場合は、運賃・経費の適正化を行いつつ、必要な投資を行って鉄道の徹底的な活用と競争力の回復に努め、BRTやバスへ転換する場合には、鉄道と同等又はそれ以上の利便性と持続可能性を確保するなど、人口減少時代に相応しい、コンパクトでしなやかな地域公共交通に再構築。
- 関係者間の合意に基づき、JR各社はその実現に最大限協力。自治体も必要な関与を強め、国も頑張る地域を支援。

## 図 鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会の提言の概要

(出典:国土交通省)

## 施策 2:域内交通(コミュニティバス)の維持/改善(継続)

町内を運行するコミュニティバスについて、利用状況や地域の意向等を踏まえて適宜見直し等を行いつつ、住民の町内での移動手段として今後も適切に確保・維持する。

また、路線バスとの役割分担や主要な乗り継ぎ場所での接続性(ダイヤなど)を確保し、公共交通の一体性の向上を図る。

| 実施主体 | 年度別実施概要                     |      |      |      |      |      |
|------|-----------------------------|------|------|------|------|------|
|      | 2023                        | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
| 階上町  | 運行(継続)<br>利用状況検証<br>(適宜見直し) | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   |

## 施策3:バスパックの見直し及び企画検討(新規)

圏域全体の施策 8「他分野との連携体制の維持・強化」に基づき、町内の公共交通の利用促進を図るとともに、当町における観光振興への寄与を図るため、観光資源や地域資源を活用したバスパックを企画する。

| 実施主体         | 年度別実施概要 |      |      |      |      |      |
|--------------|---------|------|------|------|------|------|
|              | 2023    | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
| 階上町<br>バス事業者 | 企画検討    | 実証実験 | 本格展開 | 継続   | 同左   | 同左   |

## 4-3 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

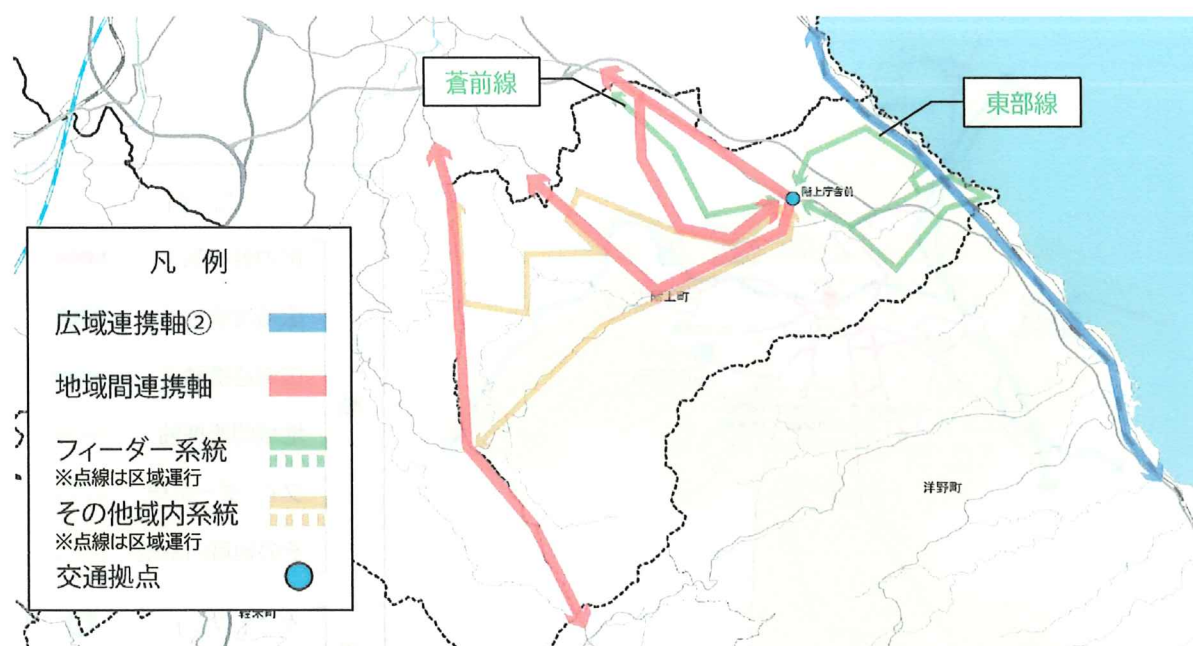


図 階上町方面の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

| 系統区分         | 系統名         | 起点・終点             | 接続する地域間幹線系統・バス停 | 事業者名      | 事業許可区分・運行態様 | 補助事業の活用区分            |
|--------------|-------------|-------------------|-----------------|-----------|-------------|----------------------|
| フィーダー系統（階上町） | 東部線<br>※6系統 | ハートフルプラザ～ハートフルプラザ | 階上循環・階上庁舎前      | 北日本中央観光バス | 4条乗合・路線定期運行 | フィーダー系統補助（利便増進特例を活用） |
|              | 蒼前線         | みうらクリニック～ハートフルプラザ | 階上循環・階上庁舎前      | 岩手県北自動車   | 4条乗合・路線定期運行 | フィーダー系統補助（利便増進特例を活用） |

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

| 系統区分         | 必要性                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フィーダー系統（階上町） | <p>フィーダー系統は、広域連携軸②や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、広域路線への接続や町内での移動手段として重要な役割を担っている。</p> <p>東部線については、町中心部と交通拠点の階上駅との連携を担っており、蒼前線については、人口集積が顕著な蒼前地区から町中心部への移動手段としての役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。</p> |

### 3-4 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

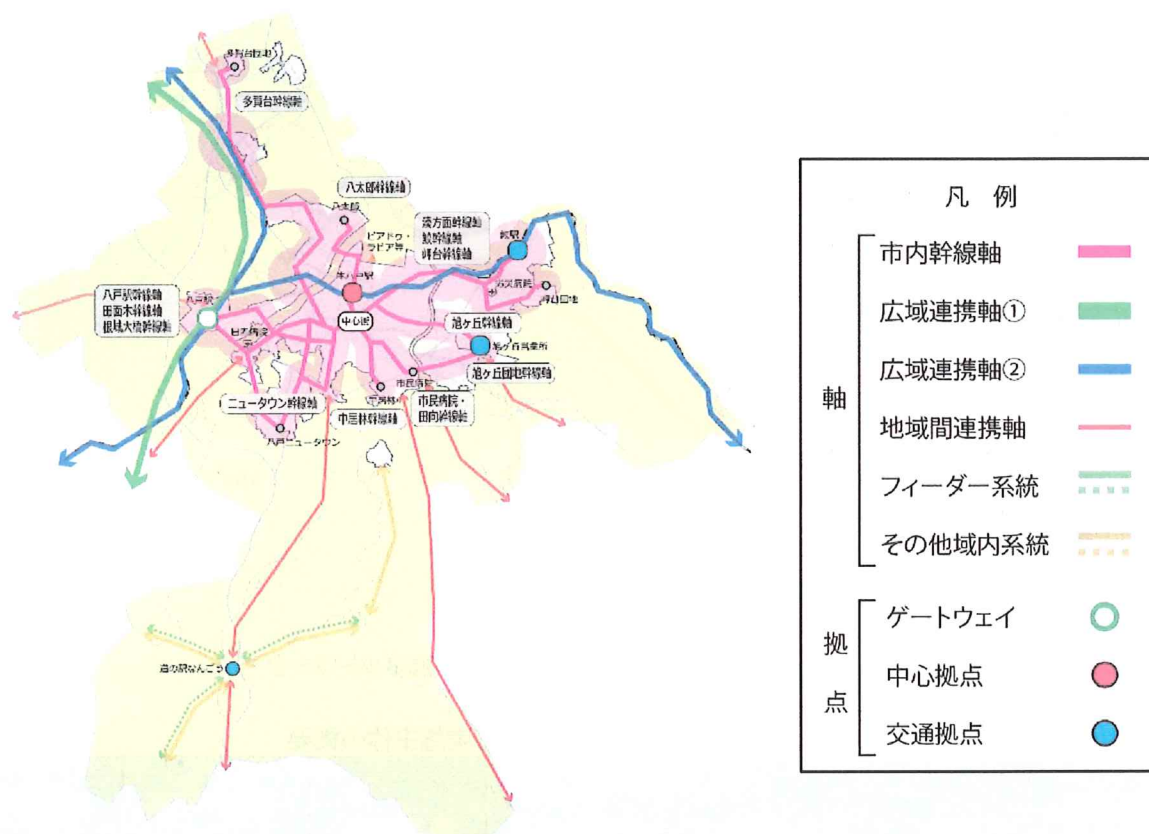


図 八戸市の地域公共交通ネットワーク

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

| 系統区分         | 系統名            | 起点・終点 | 接続する地域間幹線系統・バス停 | 事業者名    | 事業許可区分・運行態様 | 補助事業の活用区分            |
|--------------|----------------|-------|-----------------|---------|-------------|----------------------|
| フィーダー系統（八戸市） | 南郷地域コミュニティタクシー | 区域運行  | 市ノ沢線・市ノ沢        | 日の出タクシー | 4条乗合・区域運行   | フィーダー系統補助（利便増進特例を活用） |

表 地域公共交通確保維持改善事業の必要性

| 系統区分             | 必要性                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フィーダー系統<br>(八戸市) | <p>フィーダー系統は、市内幹線軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。</p> <p>南郷地域のコミュニティタクシーは、市中心街への通学手段である市ノ沢線と接続することで、当地域における通学利便性を確保しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。</p> |

## 今後のスケジュール(案)について

- 11/25 八戸圏域地域交通活性化協議会  
→計画等の変更案を協議・確認
- 12/25 八戸圏域地域交通活性化協議会  
→公共交通計画の変更
- 2月中旬 八戸圏域地域公共交通活性化協議会  
→特定事業計画申請確認
- 3月下旬 八戸圏域地域公共交通活性化協議会  
→フィーダー補助申請
- 4月 運行開始

## 八戸圏域地域公共交通活性化協議会 構成員の追加（案）について（協議）

### 1. 追加理由について

地域公共交通特定事業を活用するにあたり、圏域の交通計画と紐づけが必要になるため、一時的に洋野町、軽米町が構成員になる必要がある。

そのため、当協議会設置要綱第3条第7項に基づき、協議会が必要と認める者として、以下の構成員を追加したい。

### 2. 追加予定の構成員について

- ①洋野町交通担当課
- ②軽米町交通担当課

### 【参考】八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱抜粋

（協議会 の構成員）

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者を以って構成する。

- （1）八戸圏域8市町村長が指名する職員
- （2）国及び青森県における関係行政機関の職員
- （3）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者が指名する者
- （4）八戸圏域内の旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者 が指名する者
- （5）学識経験者
- （6）住民又は利用者の代表者
- （7）その他協議会が必要と認める者
- （8）協議会は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

# 八戸圏域地域公共交通活性化協議会設置要綱

## (設置)

第1条 八戸圏域地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、八戸圏域地域公共交通計画（以下「圏域公共交通計画」という。）及び第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「圏域利便増進実施計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 圏域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 圏域利便増進実施計画の作成及び変更の意見聴取に関する事項
- (3) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

## (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者を以て構成する。

- (1) 八戸圏域8市町村長が指名する職員
- (2) 国及び青森県における関係行政機関の職員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸圏域内の旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者
- (5) 学識経験者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) その他協議会が必要と認める者
- (8) 協議会は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

## (会長及び監事)

第4条 協議会に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名
- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 監事は会長の指名により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 監事は、出納監査を行い、監査の結果を協議会に報告する。

## (協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 協議会の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、書面にて協議することができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

## (協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 協議会は、必要があるときは、協議会の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、圏域公共交通計画及び圏域利便増進実施計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が協議会に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。